		日	号外	ページ
	関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示	二五	67	二六七
一〇二	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示	二五	67	三三
一〇三	ｅシールに係る認証業務の認定に関する規程第十二条第一項に規定する指定調査機関の指定に関する件	二六	二	四
一〇四	ｅシールに係る認証業務の認定に関する規程第三条から第十一条までの規定の施行期日を定める件	二六	二	四
一〇五	競馬を行うことができる市区町を指定する件	二七		四
一〇六	自転車競走を行うことができる市を指定する件	二七	五	
一〇七	モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件	二七	五	
一〇八	住民記録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件	二七	71	三〇五
一〇九	住民記録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件	二七	71	三〇五
一一〇	戸籍附票システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件	二七	71	三〇七
一一一	戸籍附票システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件	二七	71	三〇八
一一二	印鑑登録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件	二七	71	三一六
一一三	印鑑登録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件	二七	71	三一六
一一四	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令	二七	71	三一七
	附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を定める告示	二七	71	三一八
一一五	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示	二七	71	三二五
一一六	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和六年度の公営企業の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件	二七	71	三二八
一一七	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和六年度の財政再生計画の実施状況報告の概要を公表する件	二七	71	三六一
一一八	令和六年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件	二七	71	三七四
一一九	令和七年総務省告示第三百四十九号の一部を訂正する件	二七	71	三九七
一二〇	政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二七	71	三九八
一二一	政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件	二七	71	三九八
一二二	政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二七	71	四一六
一二三	政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件	二七	71	四一九
一二四	個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件	三〇	73	二七
一二五	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件	三一	75	五八
一二六	平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件	三一	75	五九